

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

昭島市立玉川小学校
校長 小 瀬 和 彦

1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進する（第 1 条関係）。

〔法を踏まえて対応すべき主な事項〕

- （法第 13 条）いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の制定。
- （法第 15 条）道徳教育、人権教育、体験活動等の充実。
- （法第 16 条）いじめ早期発見のための定期的な調査実施、相談体制の整備。
- （法第 22 条）いじめの防止等の対策のための組織の設置。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（第 2 条関係）

3 いじめ対策の基本方針

ア **組織で対応**：いじめは、どの学校どの学級にも起こり得るという認識の下、未然防止・早期発見を重視して取り組む。全ての教職員・関係者が情報を共有し、共通の認識の下、組織全体で早期解消を図る。

イ **児童の自己有用感の醸成**：一人一人が「かけがえのない存在として大切にされている」ことを実感できるように、豊かな人間関係、高い人権感覚、確かな学力、成就感や達成感を味わえる教育活動を展開する。

ウ **児童理解と相談体制の充実**：児童理解に基づいた集団づくりに重点を置き、児童が困難さを感じた時に一人で悩みを抱えない雰囲気を作る。

エ **教員の人権感覚の向上**：教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

4 いじめ対策の柱

ア 学校いじめ防止基本方針の策定（基本方針）

イ いじめ対策委員会、いじめに関する連絡協議会（全体会）等の実施

ウ いじめに関する教員研修の実施：年 3 回

エ ふれあい月間（いじめ実態調査の実施）：6 月、11 月、2 月

オ いつでも相談できる体制の充実：スクールカウンセラーによる面接、SOS カード等の実施

カ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等で毎学期 1 回以上実施

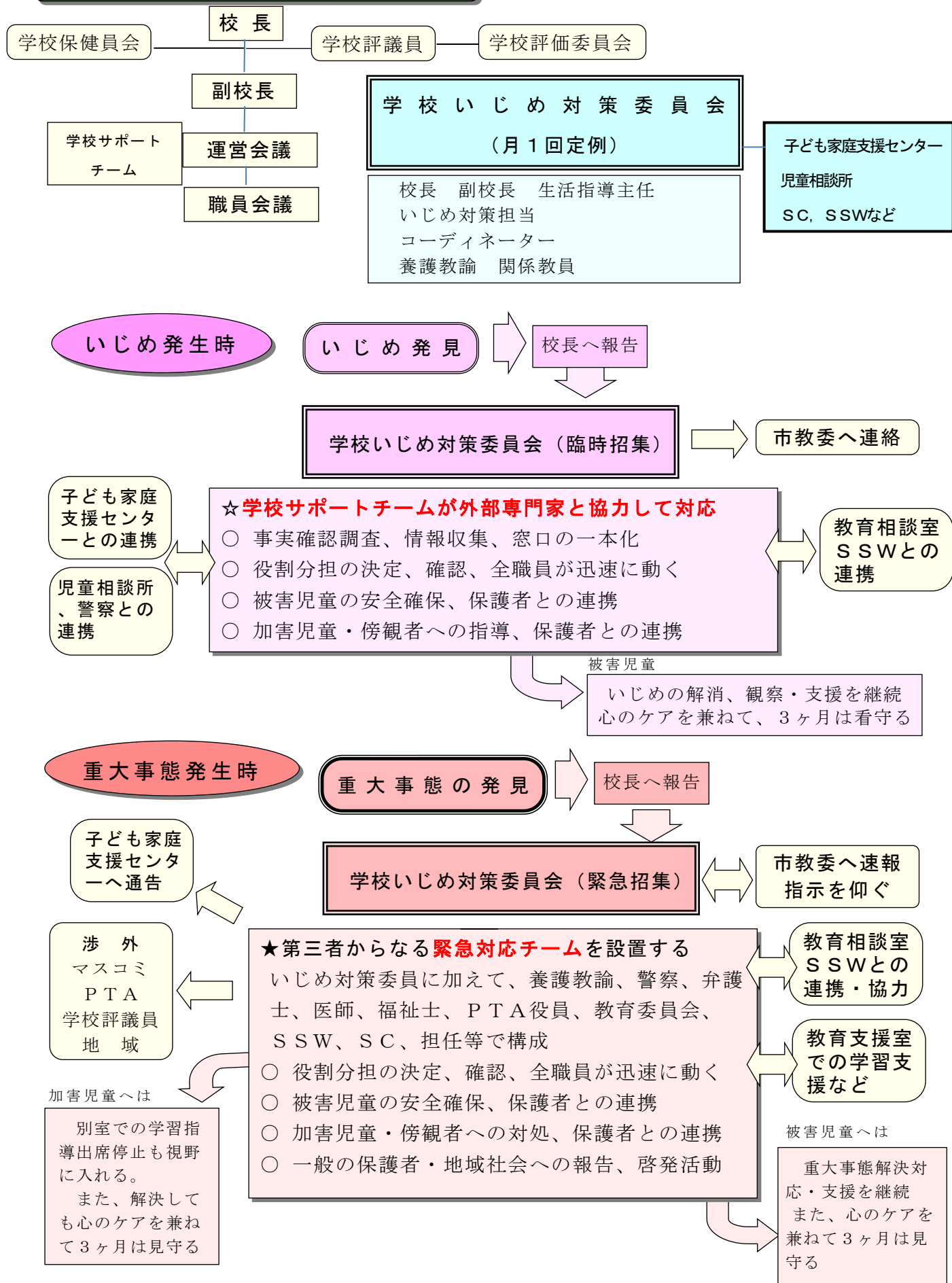
キ 人権パネル作成、人権標語作成（5 年生）、児童による人権集会の開催：12 月

ク 縦割り班活動の充実：例）縦割り班遊び、読み聞かせ、ペア読書

ケ いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：2 月

コ 児童会による、子どもによる子どものためのいじめ防止活動：学期に 1 回

5 いじめ対策の組織及び相談体制



6 いじめ問題対応の四つのポイント

ポイント 1

学校が一丸となって取り組む
～教員の指導力の向上と組織的対応～

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

→特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

ポイント 2

被害の児童を守る
～子供からの声を確実に受け止め、児童を守り通す～

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

→被害の児童の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働き掛けを行うとともに、スクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。

→被害の児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

ポイント 3

周囲の児童に働き掛ける
～見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり～

周囲の児童が知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を支援する。

→勇気をもって伝えた児童を守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の児童の安全を確保する。

→周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりをしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーンなど、いじめの撲滅に向けた代表委員会等による主体的な取組を支援する。

ポイント 4

社会総がかりで取り組む
～保護者・地域・関係機関との連携～

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

→保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施する。4月の保護者会で「学校いじめ防止基本方針」を配布・説明する。

→いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を取る。

7 四つの段階に応じた具体的な取組

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」四つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。

